

統計委員会 第2回国民経済計算部会  
議事録

内閣府大臣官房統計委員会担当室

## 統計委員会 第2回国民経済計算部会 議事録

1 日 時：平成20年8月15日（金）14:00～16:10

2 場 所：中央合同庁舎第4号館11階 第1特別会議室

3 出席者：

（委員）吉川部会長、大守委員、出口委員、野村委員、舟岡委員、栗林臨時委員、高木臨時委員、藤井臨時委員、岩本専門委員、作間専門委員、橋本専門委員、深尾専門委員

（審議協力者）ホリオカ大阪大学教授、総務省統計局、総務省政策統括官（統計基準担当）、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行

（内閣府統計委員会担当室）

中島統計委員会担当室長

（内閣府経済社会総合研究所）

岩田経済社会総合研究所長、中藤次長、田口総務部長、井上総括政策研究官、増島上席主任研究官、大脇国民経済計算部長、長谷川企画調査課長、二村国民支出課長、二上国民生産課長、佐々木分配所得課長、百瀬国民資産課長、松谷価格分析課長、三井地域・特定勘定課長

4 議事次第：

（1）今後の国民経済計算に関する検討について

（2）作成基準の検討について

（3）その他

5 配布資料：

資料1 今後の国民経済計算の検討について

資料2 作成基準の検討について

○吉川部会長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから「第2回統計委員会国民経済計算部会」を開催いたします。

初めに、6月に着任された岩田内閣府経済社会総合研究所長よりごあいさつをいただきます。

○経済社会総合研究所長 6月に経済社会総合研究所長に着任いたしました岩田です。どうぞよろしく願いいたします。

国民経済計算部会の開会に際しまして一言ごあいさつ申し上げます。

本日はお盆休みの中、暑い時期でもあり、御多忙なところ、このように先生方や各府省オブザーバーの皆様方にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

後ほど詳細は御紹介させていただきますけれども、現在、統計委員会基本計画部会のワーキンググループで基本計画が審議されております。その報告書がとりまとめつつあるという状況であります。また、作成基準につきましても、たたき台をとりまとめました。このようなことの御説明を予定しているため、この時期に部会を開催することになりました。

基本計画のワーキンググループ報告書については、国民経済計算に関する御意見も多岐にわたっていると聞いております。そういった中で、この部会の役割は、作成基準の審議を初めとして、平成22年秋から公表される平成17年基準改定に関する課題、F I S I Mの検討といった前回からの引き続きの課題、来年、全文が勧告される93SNA改定への対応、更には基本計画で審議されている国民経済計算の体系的な改善など、さまざまな審議が予定されております。

このように、ここ数年は、我が国の国民経済計算におきまして、将来、エポックメイキングな時期であったと認識されると考えられます。先生方におかれましては、国民経済計算の改善のため、活発な御審議をお願いしたいと考えております。

最後に、今後も皆様の一層の御協力をお願いし、簡単ながら、ごあいさつにかえさせていただきますと思います。どうもありがとうございました。

○吉川部会長 どうもありがとうございました。

本日の出席者についてであります。門間委員、臨時委員の中村委員が御欠席です。

一方、審議協力者として、チャールズ・ホリオカ委員にも御出席いただいております。

また、関係省庁等として、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行から、オブザーバーとしての御参加をいただいております。適宜オブザーバーとして御発言いただければ幸いです。

内閣府からは、統計委員会担当室の中島室長、国民経済計算の作成を担当している経済社会総合研究所のメンバーの方々が出席しております。

それでは、議事に入る前に、お手元の資料を確認させていただきます。

議事次第、資料1及び資料2を配付してございます。

また、名簿、座席表のほか、8月13日に公表されました4-6月期一次QEの資料を用

意しております。欠けておりましたら御連絡ください。

それでは、議題に入りますが、最初の議題は、お手元の議事次第にありますように「今後の国民経済計算に関する検討について」で、内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部から資料を出していただいております。それでは、内閣府から資料の説明をお願いいたします。

○企画調査課長 それでは、資料1をごらんいただきたいと思います。資料1、1ページ目はこのような表になっておりますが、参考1、参考2ということで、ホキチスで一緒にとめております。あと、参考3といたしまして、基本計画部会第2ワーキンググループの報告書におきまして、SNA関係のみの抜粋をまとめてお配りさせていただいております。

それでは、早速でございますが「今後の国民経済計算の検討について」ということで、第1回を昨年11月に開催いたしまして、随分とインターバルが入ったことを、大変御迷惑をかけていると思っております。

この表を見ていただきますと、まず20年度、21年度でSNA部会、あるいは計算部で、SNA関係でどのような作業が見込まれているかということをお示ししております。

まず、改正統計法絡みで、基本計画で現在、ワーキンググループの報告がまとまり、そのワーキンググループ報告を踏まえ、基本計画部会の中間とりまとめが10月ごろ予定されており、答申が12月ごろ、閣議決定が3月ごろ、このようなスケジュールになっております。

右側の作成基準、今回のSNA部会で非常に大きなミッションとなっております。

次のページの参考1を見ていただきますと、国民経済計算の第6条でございますが、内閣総理大臣は、国連の定める国民経済計算の体系に関する基準に準拠し、国民経済計算の作成基準を定めということが大きなミッションになっておりまして、これに基づき、年に1回、国民経済計算を作成しなければならない。

2項といたしまして、内閣総理大臣は、作成基準を定めようとするときは、あらかじめ、統計委員会の委員を聴かなければならないということで、この国民経済計算部会のミッションとして先生方に御審議いただければと思っております。

今回、1つのたたき台をお示しいたしまして、先生方にいろいろと御議論いただきたいと思っております。また、そのたたき台を踏まえて、ヒアリングを行い、9月にもう一回この部会を開催し、作成基準の諮問をできればと思っております。また、具体的に、部会のほかにも、勘定体系、新分野専門委員会の場でも数回議論を行っていただき、統計委員会や部会に随時報告していただく。できますことならば年内、12月ごろに作成基準の答申をしていきたいということでございます。

もう一つ、作成方法の通知を総務大臣にする必要があるということで、その準備もする必要があるということでございます。

右側に行っていただきますと、93SNAの改定・基準改定関係ということでございますが、今年の2月から来年の2月、あるいは3月におきまして、国連において93SNAの改

定、私どもはこれまではリビジョン1という通称で行っていましたが、議論がありまして、名称については、どうやら2008SNAでまとめりそうな方向でございます。

具体的には、前回もお示しいたしましたが、参考2をお開きいただきたいと思います。今回の改定におきまして、44項目の課題につきまして、少し事務局の方でまとめたものがございます。内容については、やや省略し過ぎているところがあるかと思いますが、今回、研究開発、R&Dの総資本形成の計上の問題ですとか、資本サービスの費用の問題ですとか、各資産の基準化の話ですとか、不良債権の取扱いのフェーズですとか、金融資産をどう格付するかとか、企業会計の変更に伴います今回の改定が大きな柱になっている。

それから、政府・公的部門に関する課題ということでも、最近、新たな業態と申しますか、主体となっています官民パートナーシップ（PPP）ですとか、そういうような格付の問題ですとか、税、税収、税額控除とか、これまで規定があいまいだったところを明確にする。それから、引き続き民間、公的、政府の部門分類については、やはり93SNAでは少々不明だったところを明確にする。そういうような大きな柱立てになっております。

また、海外に関する課題ということでも、グローバル化ですとか、ITの進捗ということで、統計的に利点の状況は非常に難しい問題になってきている。特に加工中の財の問題ですとか、仲介貿易の、どういうふうに計測、メジャーするかといったところについて、今回、1つの基準が決められたというところがございます。

その他といたしまして、特別目的会社とか持株会社、非公式部門とか、こういう制度的な問題について幅広く、今回、改定が行われたということでもあります。

現在、私どもは翻訳作業を、業者からようやく出た段階ということで、今、精査をしている段階であります。機会を見まして、委員の先生方にも是非御協力をいただきながら、翻訳の方も進めてまいりたいと思っております。

この問題につきましては、随時検討していき、部会でも検討していき、また専門委員会で個別の課題については御審議いただくというふうな形しております。2つ目の○に書いてございますように、関係資料の国民経済計算部会委員等への配付・報告、必要に応じて先生方に御説明してまいりたいと思っております。

もう一つの課題、一番右側でございますが、基準改定も再来年予定されておりますので、それに対する準備も進捗していかなければならないということもございます。それに合わせた形で、推計方法の見直し、今回のワーキンググループ2でも御議論いただき、また、以前より課題としている案件について、相当山積しておりますので、それらについて適宜、私どもは作業してまいりたいなと思っております。

幾つかの課題がございますが、ここで取り上げたものが主なものでございます。課題の整理としては、政府諸機関の分類、FISIMの導入の話が基準改定のとときの大きな議論になるかと思っております。

具体的な課題につきましては、専門委員会において御議論いただくのかなということもございます。

まず、生産・支出専門委員会では、ワーキンググループ2の御報告に沿った形で、速報と確報の乖離の縮小ですとか、23年経済センサスへの対応の問題ですとか、サービス産業動向調査、この7月から調査がスタートいたしました。これによってサービス分野の統計がかなり充実し、精度も向上されると期待されますので、そうしたものを、どのようなタイミングで、どのような推計方法でもって取り込んでいくか、そういう課題を御議論いただければと思っております。

それから、財政・金融専門委員会でございますが、従来から政府諸機関の分類は御議論いただきましたが、それについてもきちっと整理をしていくことと、F I S I M、日本は各国と比べまして、先進国の中では遅れているわけですが、その本体系の導入ということで、いずれもこの基準改定22年時に何とか決着をつけたいと思っております。

それから、もう一つ大きな柱でございますが、ストック専門委員会ということで、国民経済計算調査会議時代から随分と懸案となり、また御議論いただきましたが、現在、これの整備のために民間設備投資・除却調査を実施しておりまして、ようやく今回、3年目ということでもあります。そうした調査を使いまして、これまでの資本ストックの推計に関しては抜本的に見直して改善を図ろう、国際的にも遜色ない形での推計をお示ししたいということでございます。

また、無形固定資産の推計につきましても、先ほど御説明いたしました。93SNAの改定でもかなり重要な項目となっておりますので、それについてもストック専門委員会ですできるだけ早期に御議論をスタートさせていただきたいと考えます。

それから、21年度以降でございますが、来年度ということで、一番左に戻っていただきますが、基本計画の定められた事項を着実に実行していく。計画期間が21年から5か年ありますので、我々はリソースが限られていますが、全力でもって実行していく。そして必要に応じ、国民経済計算部会等で御報告を申し上げたいと思っております。

そして、今年度、作成基準を御議論いただき、答申いただいた後、これを決定し、これに基づいて推計していくことになろうかと思っております。作成基準の見直しのための研究・見直しの検討というのは、やはり必要に応じてやるということでございます。

更に、来年の93SNAの改定、リビジョン1、基準改定関係でございますが、44項目すべてにわたって入れることができるのか、あるいは一部は入れないのか、そうした導入の可否、基礎データの制約とか、推計方法の問題等がございますので、そうした観点についても本格化してまいりたいと思っております。

前回お示しましたように、各国は、一部の国ではもう来年からこの改定については導入する国も増えてきた。EU諸国におきましても、2013年、あるいは2014年ぐらいには導入を終了するというところがございますので、できるだけ遜色のないタイミングで日本も導入する必要がある。そのための議論を進めていく必要があると思っております。

基準改定につきましても、22年秋に公表予定でございますので、残り時間もなく、大変な状況でございますが、21年度以降、これまでの推計・見直しとともに、やはり精度の高

いものをお示しできればと思っています。

引き続き必要に応じまして専門委員会を開催していきたいと思っています。その際、※で書いてございましたように、産業連関表との調整、整合性といった観点も今以上に重要になってくるという前提で御議論、あるいは作業を私どもの方はしたいと思っております。

次に、参考3をお開きいただきたいと思います。舟岡先生に座長をお願いいたしまして、基本計画部会第2ワーキンググループ、経済統計関係を主に、基本計画の中で何を計画内容とするかということでおまとめいただいたものでございます。

今回お示しいたしましたのは、国民経済計算関係の抜粋ですが、1ページ目をお開きいただきたいと思います。今回のとりまとめの仕方ということでは、各委員の先生方の御意見を賜りつつ、まとめたということでありましたが、2にございますように、大きなフレーム、考え方ということでは「国民経済計算の整備と一次統計との連携強化」ということで、体系的な整備の方向を示されているということでございます。

新しい統計法の下で、SNA、基幹統計として明記されておりますが、この意味するところは、一次統計との整合性を高め、精度の高い推計値の公表を目指すことが重要です。また、加工統計体系の構造的な検討も併せて重要という認識の下、更には、93SNAをベースとする国際基準、まだ日本は少々違うところがございますので、速やかな対応ということが喫緊の課題という認識の下、大きな問題意識といたしまして、まず5年ごとの基準年次推計、いわゆるベンチマーク、それから毎年の年次推計、そして四半期推計の順に、体系的なパースペクティブの下で御議論いただき、計画内容を取りまとめていただきました。

また、広義のSNA体系ということで、産業連関表、国際収支表、民間企業ストックなど、包括的な体系という観点で、構造概念、分類体系、係数など、内部整合性の確保と、そうした問題意識というものも踏まえて、今後の検討項目を整理させていただいております。

事務当局にとってはかなりハードルの高い課題が多く、また、国際的に今までやや宿題として問題としたものを、ほぼすべて御議論いただき、このような形で包括的な御指摘をいただいたと思っております。

まず「(1)国民経済計算の推計枠組みに関する諸課題」ということで、先ほど申し上げましたように「産業連関表(基本表)を含む国民経済計算体系における連携強化」ということで、ベンチマークのきちっとしたものを整備していこうということを認識としてスタートしております。

2ページ目をお開きいただきますと「国際基準への対応」ということで、依然93SNA、あるいは68SNAからも対応していない課題、整備していない勘定がございます。

「具体的な対応」ということで、従来から御議論ございました固定資本減耗の時価評価から、FISIM、インハウスのソフトウェアとか、そういう問題について、今度の基準改定において改善しようというものでございます。

「分類体系のあり方」で、各種分類体系の改定に当たって、一次統計から加工統計までの経済統計の体系整備に係る基本計画との整合性について十分留意しなければならないということを記載されております。

「(2) 国民経済計算の基準年次推計における諸課題」ということで、「産業連関表(基本表)との整合性確保」ですとか「制度部門・産業別クロス・ベンチマーク推計の実施」ですとか、日本では整備を行っていませんが「基本価格による産業連関表(基本表)、国民経済計算の推計」ですとか、4ページ目でございますが「経済センサスにおける中間投入構造の把握」といったものをベンチマーク推計における課題としてきちっと対応しているということが記載されております。

続きまして「(3) 国民経済計算の年次推計に関する諸課題」でございますが、御案内のとおり、現在の年次推計は、支出と生産の二面アプローチ、しかも不十分という御指摘がございます。それについての改善策といたしまして「三面アプローチによるGDP推計とその調整フレームワーク」ということで、使用・供給表の作成、検討をこの内容としております。

あと「年次産業連関表の整合性確保」ということで、経産省、現在、年次の産業連関表、内閣府でも年次推計をつくっていますが、その収れんの話をここでは精査していただいております。

5ページ目でございますが「コモ法の構造的課題」ということで、現在のコモ法につきましては、基本的な構造については30年変わっていないということで、やはり洗い出しが必要、見直しが必要という御指摘でございます。

それについて「具体的な対応」ということで、ここに書いてございますように、縦と横のさまざまな情報を反映させ、組み合わせることで精度向上を図る。あと、分類についても、やはり整合性を図ることが重要ということでございます。

「基礎統計整備に向けた検討」でございますが、ここにつきましては、先ほど申し上げましたように、サービス産業動向調査が今回スタートいたしました。更に改善すべき課題でまだまだ重要なものがございますので、可能な限り早期に具体的な結論を得る。

「価格体系についての検討」ということでは、現在、コモ法におきまして「基本単位デフレーター」を整備することが重要な柱になってはいますが、価格統計体系としての整合性チェックといったものは絶えず必要ではないか。また、その長期遡及についても、やはり必要ではないかということでもあります。

続きまして「(4) 国民経済計算の四半期推計(QE)に関する諸課題」でございます。QEについては、いろいろと御批判がございます。まず、数字の振れとか、あるいはノイズが大きいのではないかとか、あるいは景況感と乖離しているのではないかとか、改訂幅が大きいのではないかとといった御議論がございます。

そうした問題に対して、1年程度で対応できる内容と、数年程度を要する内容ということで整理させていただいております。



まずは、6ページにございますように「リビジョン・スタディの必要性」ということで、改訂履歴の研究をしっかりと、どこに問題があるのかを原因究明すべきである。

7ページ目をお開きいただきますと「季節調整・四半期パターンの問題」ということで、どの集計レベルで季節調整をかけるのが望ましいのかといった点について、いろんな御議論があり、また、現行の四半期分割、プロラータ法といいますが、そういうやり方について、いろいろと問題が生じているのではないかと。そうした問題についてメリット、デメリットがありますので、この1年で結論を得たい。

「基礎統計のノイズ処理」につきましては、家計調査、あるいは法企の問題について、いろいろと御議論はございますが、それ以外についても、検討を21年度内にやっていく。

それから「QE推計に用いる基礎統計の選択」につきましても、7ページ～8ページをごらんいただきますと、ノイズ処理方法の検討に加えまして、現在の基礎統計の組み合わせについて検討する。

それから、QEと確報の推計方法について、できるだけ整合性の合った形で推計すべきということ、QEと確報に用います基礎統計間の関係の整理ですとか、概念整理ですとか、あと、行政記録の活用といったものを課題として検討しているわけがございます。

「生産動態統計の高度利用」ということで、生産動態統計と工業統計表を用いて、それぞれQE、GDPを推計しているわけですが、より乖離幅を縮小するためにはどういうことをすべきかといったところで、まず生産動態統計の使用方法を再検討したり、あるいは生産動態統計と工業統計のリンケージをした、より詳細データの提供など、推計の高度化を目指していくべきではないかと、そういうことを整理しております。

「QE推計におけるFISIMの導入」ということで、各国導入しておりますので、導入の方向ということがございますが、FISIMというのはかなり帰属計算的な側面がございます、景気の実態の重要指標であるQEの場合、さまざまな懸念に対して、どう対応していくかといったところで、ユーザーとの関係を踏まえて、例えば、公表の仕方を工夫してはどうかといったところを今後、検討課題としていくということでもあります。

8ページ目、9ページ目では、やはりQEについて誤解がいろいろとあったり、あるいはこちらの情報提供不足ということもあり、市場参加者が、ユーザーが再生できるような、さまざまな工夫をしていく、あるいは情報提供していく。

それから、QEで提供される情報の充実、分配面の情報の充実ですとか、長期時系列の提供といったところを検討してはどうかということがございます。長期時系列については現在整備中がございます、できるだけ早期にお示ししたいということは今、計算部でも検討中がございます。

「基礎統計の公表早期化」ということで、BOPにつきましては、現在、一次QEでは最終月が利用できないことになっていまして、サービス貿易の重要性はどんどん高まっておりますので、一次QEと二次QEの改訂幅の縮小のために、BOPの計数を活用できるように公表の早期化を検討するということです。

「基礎統計の整備に関する課題」ということで「消費関連の基礎統計」では、家計消費状況調査について、単身世帯を含めて十分な標本を確保することを検討したり、あるいは設備投資関連につきましても、振れが大きいことが問題である。標本入替えのところが主な理由であります、資本金の小さなところにつきまして、標本抽出の見直しを検討しているとか、あるいはその公的需要について、財政分野について、今、不足しておりますので、本題について各省の御協力をいただきながら、記録情報の活用とか、あるいは地方の分につきましても、標本調査で何とかデータを手に入れないか。

そしてサービス関連統計につきましても、先ほど申し上げましたが、更に改善するために、生産Q Eの推計を検討するとともに、当面はQ Eを推計するために、より有用な基礎情報をどう確保するのかといったところを検討する。

それから、分配面についても、かなり情報が少ないという御指摘もありますので、あるいは振れが大きいという御批判もございますので、雇用者報酬の推計について、各統計について改善をするということで、11ページをごらんいただきますと、毎月勤労統計調査の中小企業のギャップ修正の問題ですとか、Q Eによっては退職金の問題、内閣府におきましては、雇用者報酬以外の分配面のデータを、Q Eを設計するという、行政記録情報のデータを用いて算出できないか、そういうことを検討するというところでございます。

「4. 経済社会の変化等に対応した統計の重点的な整備」ということで、観光立国を目指すということで観光の統計の充実を求められておりますので、国土交通省が内閣府の協力を得ながら、観光サテライト勘定を整備していくということです。

12ページをごらんいただきますと「(4) 国の基盤の実情を明らかにする統計情報の把握」ということで「財政統計の整備」が挙げられております。政府の関係は基本的には年度単位で、歳出権限が適正に執行されていることを確認する目的ということで、四半期、あるいは月次という単位という観点はないと思います。ただ、経済活動の動態につきましては、民間・公的部門を横断的にとらえる統計情報というのは、経済政策及び民間活動の意思決定に対して、非常に重要な価値を持つということで、これについては、政府自身、認識を深める必要があるということでございます。

また、財政分野の統計の多くは年度統計でありますので、短い周期のデータに対するニーズには応えられていない。あと、公表の早期化ですとか、国際機関から比較可能性を有する財政統計の作成整備が求められる。そうした認識がございまして。

今回、この計画期間内に「政府諸機関分類の国際基準との調和」ということで、現在、官民の分類ということでは、先ほども御説明いたしましたけれども、まだ差があるということで、その見直しということで、これについてはプライオリティーが高い課題ということで、各省との協力を得ながら、分類・基準について見直しを行う。

13ページ目でございますが、これはIMF関係でございます。政府財政統計、G F Sと呼ばれていますが、今、IMFが基準を設定して、各国の統計を収集しているということでございます。

現在、日本は調査票にまだ十分回答していないということで、未回答（NA）になっているということが多くなり、ユーザーの方々が不便になっているということで、それについて、内閣府は、総務省及び関係府省の協力を得て、できるだけ主要項目について推計・公表して取り組む。

また、ストック、金融勘定で未推計となっている分野についても、推計方法等を検討し、推計・公表を行う。

それから、OECD関係であります。政府支出の機能別2桁分類、COFOGといわれているものですが、現在、OECDでより詳細な分類のデータの収集を図っているところですが、なかなか日本は提供できていない。それについて、推計方法を検討し、政府支出の推計をしていくということでもあります。

最後でございますが「ストック統計の整備」でございます。ストック統計につきましては、現在、昭和45年の国富調査に依存しているというところもあり、実証的な基盤が脆弱になっているという御指摘が従来からございました。国際的には、資本の能力と価値の概念的分離、両者の関係について、相当理論的な展開、整理が行われている。

例えば、従来の粗概念については、その意味合いが見出しがたくなっているということで、フレームワークの抜本的な再設計とその構築が不可欠という認識の下で、具体的な内容ということでは、現在の推計方法ではなく、恒久棚卸法（PIM）によってフロー量と統合的なストック量の測定を行うということで、その体系的な整備といたしまして、費目と産業分類、制度部門分類、そうしたマトリックスを時系列的に整備していく。そして、それに併せた形で固定資本減耗を精緻な形に変えて整備を行うということでございます。

こうしたマトリックスの整備とともに、その下のポツでございますが、物的ストック調査ということで、住宅・土地統計調査、法人土地基本調査・法人建物調査がございまして、これらについても補完関係にあるという認識の下で、方法論について共通する部分については整合性を確保し、その上で両アプローチについて推計値の相互の精度検証を行う。

「ストック統計のための基礎統計整備」でございますが、先ほど申し上げましたように、現状では、設備投資の資産別構造、資産取得主体の状況は十分把握されておられない。それから、45年国富調査以来、固定している係数もあるということで、古い形の姿を引きずっているということですので、基礎統計の整備が必要ということでございます。

「具体的な対応」として、現行やっていますが、民間企業投資・除却調査を整備して、より詳細な設備投資の構造について把握を行う。

それから、資産別経齢プロファイル（経齢的な効率性及び価格変化の分布）をとらえるために、現在、民間企業投資・除却調査を行っておりますが、それとともに民間のデータを活用しまして、調査研究を行う。

内閣府は、国富調査によります既取得資産の設備投資調査に対する社会的ニーズの評価と実施の可能性の評価をしたり、あるいは設備投資の産業格付の問題への対応ということで、企業－事業所変換、直接的な活動分類の調査法など、そうした手法についても検討す

る必要があるということで、多岐にわたっておまとめいただいているところであります。

以上でございます。

○吉川部会長 どうもありがとうございました。

それでは、資料1、1ページ目、横長ですが、基準改定に関する今後のスケジュール、93SNAの改定に関する44の事項、もう一つ、ただいまの基本計画部会第2ワーキンググループの報告書、大きく3つ御説明いただきました。どなたからでも、どの点についても結構ですので、御発言いただければと思います。作間委員、お願いいたします。

○作間委員 ありがとうございます。いろいろと発言したいと思いますが、まず、この基本計画部会第2ワーキンググループ報告書というものは、この国民経済計算部会の審議事項になるんですか、ならないんですか。従来から国民経済計算調査会議が関心を持っていた事項は数多く含まれている報告書だと思うんですけども、どうなんでしょうか。

○吉川部会長 報告書自体は、このワーキンググループとしてまとめられたわけで、我々が多大な関心を持つ報告書ということで御説明いただいたわけですが、御意見は是非とも御自由に。

○作間委員 意見を表明する程度は言えるということですね。

○吉川部会長 建設的な御意見を是非とも述べてほしいと思います。

○作間委員 要するに、国民経済計算統計に関しても、基本は統計委員会が直接決めることになって、国民経済計算部会は基本計画にはタッチできないことになったと考えてよろしいんですね。

○吉川部会長 そうだと思います。事務局から一応お答えいただけますか。

○企画調査課長 ワーキンググループ2の報告はとりまとまっておりますので、それ自体の修正というのはできません。ですので、今回御議論いただいたものを、例えば、基本計画部会等に報告をとというのは可能だと思います。

○作間委員 意見を言わせてもらいます。先ほどから企画調査課長から何度もF I S I Mに関する言及がありますので、F I S I Mに関する発言からいきたいと思います。

F I S I M、正確に言うと、F I S I Mそのものは現状でも入っていますから、F I S I Mの配分と言うべきだと思いますけれども、多くの問題が含まれていることは、この基本計画部会第2ワーキンググループ報告書なるものを執筆した人たちはどのくらい認識しているのかということ。例えば、利子フローの大幅な入替えをしなければならない。それは、例えば、国際収支統計、資金循環統計を含む経済統計全般にまたがる問題なのではないか。そこまで踏まえてこの報告書を書いているのかどうかということは非常に疑問だと思います。

例えば、金融機関が絡んだ利子フローはすべて参照値に置き換えてしまう。金融機関というのは、F I S I Mの計算対象となっている金融機関という意味ですけども、そういう金融機関が絡まない利子フローはそのままです。それでいいと思っている人がどのくらいいるのかどうかということは、この基本計画部会の報告書を執筆された方々に質問して

みたいところだと思います。

次の点ですけれども、作成基準、これは統計法の6条に即した問題、それから、作成方法、これは統計法の26条だそうですけれども、二重に義務づけられている。これは重複ではないかという印象を持ちます。その辺はどのようにお考えになっているのか。

26条を見ても、統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合という趣旨ですから、二次統計である基幹統計ということになりますけれども、国民経済計算以外に何が含まれてくるのかということを知りたいと思います。消費者物価指数のような代表的二次統計は含まれるのであろうと、常識的には考えますけれども、どうなのかという点。

6条と26条は重複している印象を受けるということをおっしゃいましたが、同じものを二重に出すことはできないのか。資料1を見ますと、作成方法については「概ね現状すでに公表しているものを想定」と括弧書きしてあります。この意味がちょっとわからないんですけれども、現状でもユーザーサービスとして、推計方法に関するパンフレットがあります。あれをそのまま想定しているのかということになるんですけれども、そうだとすると、ユーザーサービスとしての情報提供と、総務大臣の認可を受けると言えいいんでしょうか、そのようなものとはどうも性質が違うのではないかという印象を持ちます。その辺はどう考えていらっしゃるのかどうかということを知りたいと思います。

作成基準の方ですけれども、私はもう少し細かいものが出てくると思ったんですけれども、少し粗過ぎないかという印象がある。これはまた次の議事になるのかと思います。

それから、細かい点ですけれども、今までSNAの改定作業が行われて、その結果、93SNA Rev. 1になるんだというふうに認識しておりましたが、先ほどの課長の発言だと、2008SNAという名称になるということですが、これは2008年、今年の国連統計委員会ではそこまで決まっていなかったようにも思うんですけれども、どこでどう決まったのか、決まりそうなのか、どのような趣旨での情報提供なのかを教えてください。

差し当たって以上です。

○吉川部会長 では、ほかの方もいらっしゃるかと思いますが、幾つか作間委員から問題点が出ましたので、とりあえず企画調査課長の方からお答えいただけますか。

○企画調査課長 まず、作成基準と作成方法のイメージですが、作成基準というのは、基本的には国連で決まった、現在ですと93SNA、それに準拠して、日本はどのようなものを整備していくかということをございますので、恐らくフレームワークについて、ページなどところをお示しする。

一方、作成方法については、作成基準では、例えば、具体的な推計方法については、たたき台で後ほどお示しいたしますけれども、記載はされていないと思っております。では、総務省、総務大臣に通知する作成方法といたしましては、先生おっしゃったイメージがあるかもしれませんが、パンフレットというのか、SNA推計手法解説書という、例えば、基礎統計を基に推計方法をどう採用しているのかとか、かなり細かいレベルまで現在、冊子といいますか、マニュアルということで準備しております。これを私どもは作成方法の大

枠ということでお示ししたいということです。推計方法というのは、まさに基礎統計の在り方によって随時変わっていくものですので、推計手法解説に至っても、現在も毎年リバイスしている。そうしたものが作成方法です。

一方、内閣総理大臣が決めるものというのは、基礎統計が変わるたびにまた諮問を受け、先生方に調査審議を伺うというのではなく、大まかなフレームワーク、日本の国民経済計算として、どのような勘定をお示しするか、あるいはどのような基準をお示しするかといったところで整理がされているものと認識しております。

あと、リビジョン1の名称につきましては、国連の会場でアメリカの方から提案があったということで、それ以降、各国際機関の間で議論があり、その議論の内容からすると、どうやらリビジョン1ではなくて、2008 SNAになるというような方向に今、流れがなっているということでございます。

○吉川部会長 ほかの方もいかがでしょうか。野村委員。

○野村委員 作間先生のお話の中で、WG2の議論はどのような形があったのかということで、私も基本計画部会での議論に参加させていただいていた人間として紹介させていただきたいと思います。

基本計画部会でしたので、基本的な理念としまして、第2章のタイトルにありますように「国民経済計算の整備と一次統計との連携の強化」ということで、連携を強化させるためには、国民経済計算自体の体系も今後、今まで見直しがなかった部分も含めまして改善をしていかなければいけない。あるいは加工統計もまた分散してつくられているので、産業連関であるとか、こちらのJ SNAであるとか、そういうものの体系の中の構造を変えていかなければならないということが、統計法にうたわれている理念としての整合性の確保というところを問題として、そのために検討してきたという報告書だろうと私は認識しております。

その中で、6条の第1項にありますように、国際基準に準拠することが統計法にうたわれている理念の1つでございますので、どのような方向で各項目、国際基準への準拠をしていくべきか、基本的な方向を書いたもので、個別の議論、特にF I S I Mに関しましても、クォータリーの問題でありますとか、ユーザーコストの問題とか、リファレンスレート（参照利子率）、日銀等の御懸念もある中で、いろいろな検討課題がある。同様に、自社開発ソフトウェアであるとか、1回限り産出する育成資産もそうですし、具体的な作業工程や推計手法は必ずしも定まっていなところもあります。しかし、現状の課題として問題がある部分を包括的に指摘し、その方向性を示すことに意義がありまして、そして細部についてはSNA部会の各委員会で議論していきましよう、それが平成17年の基準改定時であるとか、22年の基準改定時であるという方向で書いてきたものだと思っております。具体的な方向性はそういうところで今後議論していけるものと認識しております。

以上です。

○吉川部会長 いかがでしょうか。深尾委員。

○深尾委員 作成基準、作成方法についてなのですが、基本的にこういうのをつくっていくというのは、国民経済計算の現在のつくり方について、全般的に見直しをして、それを合意して、いいものにしていくという考え方があると思うのですが、例えば、作成方法は「概ね現状すでに公表しているものを想定」ということで、デフレーターのマニュアルとか、必ずしも外部に公表されていないものも見直していくことが必要だと思います。それは先ほどのお話とも関係すると思いますけれども、日々ある程度変えられているようなところもあって、外部への公表がなじまない部分もあるかもしれません。例えば、デフレターの作成方法等の詳細についてチェックしていく、いいものにしていくという検討は、そうすると、されないことになるのでしょうか。それとも、それはワーキンググループの方でされたのでしょうか。

○吉川部会長 では、企画調査課長。

○企画調査課長 基本的に報告する内容というのは、作成方法についてですが、今、推計する、あるいはこれから推計するSNA、特にGDPだと思います。それについての、ある意味、偽りのない形というんですか、おっしゃる意味で、改善というのは、これからまさに、例えば、デフレターの推計方法とか、いろいろな課題があると思いますので、それは国民経済計算部会、あるいはそのうちの専門委員会において、まさにこのワーキンググループ2の報告をごらんいただきますと、いろいろな項目が書いてありますので、それに沿った形で御審議いただくのかなと思っております。

○深尾委員 確認ですけれども、国民経済計算部会とか、またはその下の専門委員会で、必要と思われることについては、具体的な、詳細な推計方法等についても今後検討していくという理解で、それは必ずしもワーキンググループの答申のみではなくて、例えば、新たな課題等見つかったら、それも検討していくというふうに理解してよろしいのでしょうか。それとも、ワーキンググループのここに書いてあることのみについて議論することなのでしょうか。

○吉川部会長 私の感じでは、報告書をワーキンググループの方でまとめていただいたということで、現時点においてワーキンググループとして、こういうことが必要だということでしょうけれども、深尾委員がおっしゃっているように、新たな課題とか、そういうものが出てきたときには当然しかるべく統計委員会全体としては議論しなければいけないということでしょうから、常に、どういうタイミングでも、どういうレベル、レベルという意味は、統計委員会、あるいは我々の部会、更に専門委員会とか、いろいろあると思いますが、どのタイミングでも、どのレベルでも、新しい問題が出てきたときには、それは指摘していただいて、しかるべくそれが建設的に公開されるように議論していくということだろうと思うんです。私はそういう理解でおります。

いかがでしょうか。岩本委員。

○岩本委員 私も基本計画ワーキンググループに入っていましたけれども、ワーキンググループの方で議論したことしか議論できないということではないと解釈しております。S

NAの課題については、報告書の2ページの「基本的な考え方」に書いてありますけれども、要するに、いまだ対応していない課題、整備していない勘定について、早期に対応することは重要であると考えていますので、これで一般的にほとんどの課題、こちらの方で重要であるということは指摘しているわけです。「具体的な対応」は、その中でも重要なものが挙がっているだけであって、これ以外はやってはいけないということは勿論ないというか、文章の読み方としては当然そうだと思いますので、包括的にSNAの問題点は国民経済計算部会の方で今後とも議論していくことになるのではないかと認識しております。

以上です。

○吉川部会長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、栗林委員。

○栗林委員 認識の点で確認させていただきたいんですが、今もいろいろ御意見が出ておったと思いますけれども、基本計画というのができて5年間、これだけのことをやるというときに、SNAの基準とか考え方というのは、国連の方でも、リビジョン1とかリビジョン2という形で毎年毎年検討が行われていくわけです。そうしますと、対応する各国とも同じように、それをどう反映させていくかという対応が必要になってくるということを考えますと、日本の場合にも、今後5年間でこういうことをやろうという基本計画ができてきたとしても、今、部会長が言われるように、作成基準については、ある意味で、リビジョン1、リビジョン2的なものがここの部会でいろいろ検討されて意見が述べられて、それが作成方法に反映されていく。それを必要になれば変えるという形で、変えながら前にどんどん進んでいく、こういう理解でよろしいかどうかということを確認しておきたいんです。

○吉川部会長 事務局にも補足していただければと思いますが、この基本計画というのは閣議決定ないし閣議了解される、統計に関して、5年なら5年の間に大きな改革、こういうことをやらなければいけないという、文字どおり基本計画であって、その中にいわば運用上のフレキシビリティを担保するというのは、そのことと矛盾しないと思うんです。ですから、今、栗林委員御指摘になったSNAの国際的な基準、いわば実務的、技術的な改定がなされて、それが5年以内に日本でも取り入れられるし、また取り入れるべきだということが生じた場合、それが基本計画によって足を縛られて動きが取れないということにはならないと私は考えていますが、その点について事務局の方からも補足をお願いいたします。

○企画調査課長 そこは、まさに基本計画ワーキンググループ2の中でも適用できるように書いてあります。結局、作成基準というのは、基本的に我々の頭の中では、68SNAとか、93SNAとか、あるいは今回のリビジョン1と申しますか、2008年とか、そういうような大きな、国際的な、国連が中心となってまとめるわけですが、フレームワークが改定になったときに、日本としてどういうふうにそれにのっかって基準をつくるかがまさにこの作成基準に当たろうかと思っています。今年、あるいは来年にかけて、改定が国連で採択さ



れるということでありますならば、我々としては、できるだけ各国と遜色のない形のタイミングで図っていく。それはこの報告の中にも書いてありまして、基本計画で縛られるというような形でこれが採用できなくなるとか、ならないとか、そういうようなことにはならないということであります。

○吉川部会長 作間委員。

○作間委員 2点発言したいと思います。基本計画はそれほど縛るものではないだろうというのは、基本計画の書き方次第なのではないかと思えます。例えば、F I S I Mを導入すると基本計画で書いたら、やはり縛られると思うんです。そういう書き方をしてほしくないという注文を出せるのでしょうか。その点が1つ。

もう一つは、名称の問題です。今回のS N A改定作業というのは、93 S N Aの基本部分を変更しないという原則で2003年にスタートしております。2003年になるまでは増分方式で、93 S N Aの中に入れたいという研究課題について、改定がまとまった段階で、増分方式で取り入れるということになっていたわけですが。2003年に、ちょっとそれでは応じ切れないだろうということで、割と大きな変化も含まれる形で改定作業がスタートしたというふうに認識しておりますけれども、それにしても、93 S N Aの基本部分を変えないというのが原則だったはずですが。なぜ93 S N Aという名前を変えてしまうのかということについては、先ほどの企画調査課長のお話ですと、アメリカが提案して、多分、I S W G N Aの構成各機関が了承したということだと思えるんですけれども、日本もそれで賛成でいくんですか。

以上、2点です。

○吉川部会長 事務局、お願いします。

○企画調査課長 今の名称については、今、国連の方に問い合わせをしているところです。返事がき次第、お知らせしようかと思っています。アメリカが提案し、名称がリビジョン1から2008になりつつあるというところで、その経緯については、今、問い合わせ中です。

それから、1つ目の御質問で、基本計画ということでありますので、行政府として、各機関が、この5か年の中で、いつごろまでにどういうことをするかというのは、まさに1つの工程表でありますので、期限なり時期を明言するのが原則ではないかと思っております。そこは当然、役所として、リソースの問題ですとか、予算の問題とか、いろいろな問題がありますので、できることと、できないことがあります。ですので、そこは、例えば、この計画期間は検討するとか、あるいは計画期間のより先の課題、目標に向けて検討していくとか、そういうようなやり方は当然、それこそ計画の内容としてバリエーションがあるのかと思います。

○吉川部会長 岩本委員、どうぞ。

○岩本委員 名称の件は、私はアウトサイダーで、外から押さえているだけなんですけれども、国連の方で各国に意見は求めたと思います。日本は93 S N Aリビジョン1のままです。

という回答をしたんです。ただ、多数としては 2008 S N A を支持するという国が多かった。結果は未定かもしれませんが、もうマニュアル自体が 2008 S N A と完全に書き換わって公開されていますので、大勢は変わらないし、日本は意見を言ったという状況なので、名称に関しては受け入れざるを得ないのではないかと。日本だけ 93 S N A リビジョン 1 と呼び続けるという対応は現実的ではないというのが私の意見です。

F I S I M 関係は、ここを書いたのは私ではないですが、結果に違いが生じた場合でも、統計をつくるわけですから、どれか 1 つを選択しなければいけないということになるかと思えます。見解が分かれてしまった場合には、私の考えとしては、国際基準の考え方に従っていくというのが妥当ではないかと思えます。

勿論、F I S I M がこれから専門委員会の方においていったところで、どうしても導入できないということになったらどうするのでしょうか、閣議決定されて基本計画に書いたものがどうなるのでしょうかという問題があるかと思えますので、それが深刻な問題であれば、早急に議論して、まだ閣議決定まで間がありますから、そちらの方で何とかするかと思えます。我々の方で議論した限りでは、後でほかの委員に補っていただければと思うんですけども、検討して本系列へ移行するという事でいけるのではないかという合意があったのではないかと思っております。

○吉川部会長 私から質問させていただきますけれども、F I S I M というのは、間接的にはメジャーする金融サービス、Yes or No、マルかバツかというだけではなくて、どこまでやるかという問題もあるわけでしょう。勿論ヘドニックプライスと同じように、やり過ぎると弊害というか、おかしなことになるかもしれない。

作間委員の御意見は、私が受けた印象ですけれども、国際的にそういう動きがあっても、我が国は水際でそれを断たなくてはいけないという感じの印象を受けたんです。ただ、国際的にもそういう動きがあれば、一応検討して、次はどこまでやるかという話になるのではないかと私は思ったんですが、その点はいかがでしょう。

○作間委員 F I S I M には問題があり過ぎると感じております。A E G や I S W G N A のメンバーの人たちも問題があるのは分かっていると思っております。そう認識しながら、なぜ導入しようとするのかということをお私には非常に危惧の念を抱いておまして、先ほど申し上げましたように、彼らが考えているとおりに導入しようすると、利子フローの多くの部分を置き換えることになる。参照利子フローに置き換えることになる。

国際収支統計は、多分、そういう形ではつき合わないとお私は想像しております。資金循環統計は多分、つき合わないでしょう。そうすると、国民勘定統計だけでやることになってしまうと思うんです。それでよいのか。要するに、経済統計全般に及ぶ影響を余り考慮していないで、このような提案がなされているように思えます。もともと 93 S N A にしても、新たな改定後の S N A にしても勧告にすぎないわけですから、各国がそれに従うかどうかは裁量の余地があるわけです。

例えば、中国は経済センサス後 F I S I M を導入したことになっております。でも、許

憲春さんの論文などを拝見しますと、最終支出部分に配分していないように思うんです。要するに、かなり特殊な適用をしている。それでもF I S I Mを配分したと言っているわけです。その程度のつき合い方で、それ以上はやらない方がよろしいであろうと考えております。

○吉川部会長 わかりました。では、作間委員の御意見は非常に明確に述べられたので、この部会で作間委員から、F I S I Mに関しては今のような御意見があったということはきちっと報告させていただくということで、ほかにどなたかいかがでしょうか。

もしよろしければ、2番目の議題も実は関連した議題なので、ここで事務局に資料2を御説明いただいて、また議論を続けていただければと思います。それでは、事務局の方から資料2の説明をお願いいたします。

○企画調査課長 それでは、資料2をお開きいただきたいと思います。「国民経済計算の作成基準の検討について」でございます。

この文につきましては、より短くした方がいいのではないかとか、あるいはもっと詳細にした方がいいのではないかとか、先生方の御意見がいろいろございました。

私ども、2月に開催した第1回勘定体系・新分野専門委員会では、今の作成基準は「我が国の93SNAへの移行について」という冊子がございます、それを参考に10数ページ程度で整理したものが1つの方向性ということで御了解いただいています。

ただ、留意すべき点では、余り国連との違いを強調し過ぎない方がいいのではないかという御指摘もいただいております。

今回、まさにたたき台をお示しするというので、次回以降、具体的に各専門委員会で個別で意見聴取をしてみたい、そして統計委員会に諮問するということとなります。

下を見ていただきますと、基本的な構成として、このようなことが考えられるのではないかということで、6つの構成であります。

まず「概論」ということで、国民経済計算の目的と、本基準の位置づけを簡単に記載。

それから「勘定体系」で、どういう勘定をつくるか、勘定の構成を記載。

それから「分類」で、記録に当たっての制度部門別分類等の分類を記載。

それから「記録原則」ということで、記録に当たっての原則（発生主義、市場価格等）及び実質価額を記載する。

それから「記録内容」といたしまして、各勘定について、表章項目、内容を記載する。

そして「雑則」といたしまして、どのような作成頻度で改定するのか、あるいは国連の定める基準との対応関係、どこが同じで、どこが違うかといったものの公表、それから、作成方法の公表、計数の改定等についての記載ということを中心に構成項目にしております。

2ページ目をお開きいただきますと、まず「作成基準の趣旨について」ということでは、SNAを作成する上で根幹となるガイドラインを定めるものという位置づけで、今回、推計方法や利用する基礎統計、具体的などころについての規定は想定しない。

2つ目の「記載内容（項目）について」は、ガイドラインの大枠を定めるものとの考え

方をベースにいたしまして、大枠について、先ほど申し上げた6つの項目について分類している。

そして「記載の細かさについて」は、先ほど作間先生がおっしゃったポイントだと思いますが、基本的には、細部については、推計手法解説書、各年次の刊行物の用語解説等により広く公開することを想定するというので、作成基準はあくまでも大枠を規定したいということでありませう。

そして「国連の定める基準との対応状況について」ということでは、先ほど雑則の部分で御説明いたしましたけれども、国連の基準との対応状況については、常に明らかにしておく。何が採用され、何が採用されていないといったところについては、本体ではなくて、別表という形でお示しして、オープンさを確保していきたいと思っております。

それから「想定する改正頻度について」は、先ほど私も申し上げましたが、原則的には国連の基準が改正される際に併せて改正するということを想定しております。

1 ページ目以降、詳細になりますので、項目立てで説明します。

「概論」といたしましては、我が国経済の全体像を把握することを目的として、国際比較可能な形で体系的に記録する。

そして、これらの目的を達成するために、国連の定めるSNAに関する基準に準拠した統計を作成する上で必要な事項を定めるということになります。

「勘定体系」といたしましては、我が国の経済の全体像を制度部門で見て、ある一定期間において、フローがどのような形で行われ、ストックがどのように変化したか、それを明示的に記録する。フローにおいては、源泉と用途の側面から、ストックにおいては資産と負債の側面から捕捉するというので整合性を図っていくということでありませう。

主な勘定につきましては、下に書いてありますとおり、経常的取引に関する勘定、資産や負債の蓄積に関する勘定、貸借対照表、統合経済に関する勘定、これはちょっと日本語がこなれていないと思いますが、いわゆる統合経済勘定であります。それから、補足的な勘定でございます。

2 ページ目を開いていただきまして「分類」でございますが、各分類があります。まず制度部門分類ということで、通常のア～オに従った形。それから、経済活動分類では、アクティビティベースということでございますので、産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者の3区分を定める。

商品分類につきましては、産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者の3区分ごとに定める。

3 ページ目でございますが「記録原則」は、言うまでもなく発生主義に基づく原則ということでございます。それぞれ、生産活動、消費支出及び資本形成、輸出入取引、所得の受払、金融取引、具体的に、これにのっとった形で記載しております。

(2) といたしまして、どのような評価ということでございますが、マーケットプライスによるものを原則にする、市場価格による評価ということでございます。

「なお」以下に書いてございますように、財貨・サービスの使用については、以下の定義による購入者価格、財貨・サービスの産出につきましては生産者価格により評価するという原則を採用したいと考えます。

(3) は最終支出主体主義による記録ということで、SNAの原則に沿った形で、最終的な購入者によって区分する。

(4) の主要項目における実質価額の記録についても、評価・記録を行うということです。

「記録内容」につきましては、長いものですので、簡単に説明いたします。経常的取引に関する勘定ということで、生産、所得分配及び所得の使用等に関する項目について、ア～カに従った形で、生産、所得配分について、各勘定を作成するということでもあります。

5 ページ目の(2) 資産や負債の蓄積に関する勘定でございます。1 つは、資本取引に関する勘定、金融取引に関する勘定、その他の資産変動に関する勘定ということで整理していくという方針でございます。

(3) ですが、貸借対照表に関する勘定について、期末時点における所有資産の価値額と、資産の所有者に対する金融債権の価値額を記録することで、各制度部門の所有するストックの価値額を表示するということでございます。

具体的な内容でございますが、資産側では、所有する非金融資産及び金融資産の項目を記録する。

負債及び正味資産側には、所有する負債に関する項目を記録、資産側と負債及び正味資産側の差額として、会計上の正味資産を記録する。そういうことでもあります。

それから、統合経済勘定に関しましては、各制度部門を統合することによりまして一国全体の統合表示を記録する。

そして補足的な勘定ということで、現在では、必要に応じて、記録するということでもあります。

「6. 雑則」でございますが、作成頻度でございます。法律で規定されていますように、国民経済計算は少なくとも毎年1回作成する。

主要な公表内容といたしましては、GDP、内訳については、四半期ごとに速報値を作成する。

(2) でございますが、国連の定めるSNAに関する基準との対応状況については、先ほど申し上げましたが、異同についてクリアな形で整備していく。参考といたしまして、次の次のページ以降で「93SNA勧告項目に対する我が国の対応一覧」ということで、全面的に対応する、あるいは一部対応とか、対応しないとか、それぞれについて、具体的に勧告項目について、現在の対応状況を示していますが、こういうものを表として公表するということでございます。

それから、作成方法の公表等ということでは、法律にのっとりまして、本基準に基づきます国民経済計算の具体的な作成方法を、統計法第26条に基づき、総務大臣に通知した後、

公表する。

それから、計数の改定等は、必要に応じ、計数の改定等を行うということでありませう。

それから、基準の変更の検討等につきましては、必要に応じ、作成方法、あるいは基礎資料となる本基準に関する事項については研究を行い、必要に応じ統計委員会に報告するというような主な内容とさせていただきます。

以上でございます。

○吉川部会長 どうもありがとうございました。

それでは、このたたき台に関して、また、今の資料2の説明の前に議論したことの継続の議論でも結構ですので、どなたからでもお願いいたします。高木委員。

○高木委員 最後の表に「国連93SNA勧告項目に対する我が国の対応一覧」というのがあります。理由を見るとAが多い。Aというのは何かというと、基礎統計上の制約です。それが多いわけです。ところが、ワーキンググループで強調している最初に「国民経済計算の推計枠組みに関する諸課題」で、いわゆる国民経済計算の整備と一次統計との連携を強化しろというふうに訴えている。現状は、こういうふうにAが多い。そうすると、この溝を埋めるにはどうしたらいいかということ、どこの場で、どういう格好でこの溝を埋めていったらいいかということが現実的な問題になるんだろうと思うんです。その辺はどう考えたらよろしいんでしょうか。

○吉川部会長 事務局からお願いします。

○企画調査課長 その点につきましては、ワーキンググループの報告書の5ページ目、6ページ目を見ていただきますと「基礎統計整備に向けた検討」ということで、各課題について、内閣府は、関係府省の協力を得て、それぞれかなり重たい課題ではありますけれども、具体的な結論を得るということで、次の平成17年基準改定の間に検討して、随時、国民経済計算部会、あるいは専門委員会でお諮りしたいと思っております。

○吉川部会長 今、高木委員から指摘のあった「国連93SNA勧告項目に対する我が国の対応一覧」を改めて見ていると、勿論、大分×があつて、御指摘のとおり、その理由としてAがあるんですね。ただ、主観的なところがあるんでしょうけれども、日本の統計として、×になっているところがどれくらいシリアスなものであるかという判断も当然必要だと思つてます。

今、偶然気がついたので、例えば、2ページ目の真ん中よりちょっと下、番号30を見ると、③は販売目的で生産される芸術作品の産出に関する支出を総固定資本形成に含めるということです。言われてみると、なるほど、そういう問題があるのかなというふうに私などは思つたんですが、現時点では、こうした芸術作品に関する基礎統計は必ずしも十分ではないということで、総固定資本形成の中には、いわゆる投資の中には含まれていないということだと思つてます。

これが重要でないというつもりは必ずしもないですけども、ともかく、いろんなものがあるということだろうと思つてます。そういう中で、物事の軽重の順番を考えて、本当

にシリアスだと思われるものはどういうところがあるのか。それが基礎統計、一次統計の不備できていないとすれば、それはやはり一次統計の方をきっちり整備しなくてはいけないだろうというのが統計改革の基本的な理念だろうと思うんです。また、このワーキンググループの報告書の初めに述べてあることもそうしたことだと思いますので、そこら辺を今後、具体的に詰めていく必要があるんだろうと思います。どうぞ。

○高木委員 この間に私は企業統計部会の臨時委員になっているんです。そこで経済センサスが上がってきた。勿論、工業、商業、サービス業基本調査、事業所統計を総括するようなセンサスですから、SNAとはもろに関係するわけです。ただ、気になったのは、23年調査に議論されるらしいんですが、1つ、大きい話としては、民間非営利団体がSNAで弱いんです。そうすると、それが経済センサスみたいなものを何か利用できないかという感覚で思っていたわけです。でも、それはどうも持ち越しで、違うときにやるんだろうと思うんです。

そういうような、今まで加工統計だと一次統計があって、できないからお願いするという形で来ていると思うんです。ところが、SNAの1つの目的として、統計間の齟齬とか、どこが重複しているとか、どこが足りないとか、そういうことを、指令とは、そう大きい話まで言いませんけれども、そういうのをチェックする機能を持っているわけです。そういう点を、今までの受け身の加工統計という感じではなくて、統計体系をつくるんだという感覚が関係される方にならないと困るかなというのが心配した点です。

○吉川部会長 大変重要な御指摘だと思います。恐らく委員の皆さん方も同意して下さると思うんですが、統計は勿論SNAだけではなくて、SNAが最も大事な統計というわけではありません。しかしながら、SNAというのは大変重要な統計であって、そのSNAの統計が、一次統計も含めて、それを鍛えるというか、それを整備する上での1つのインテグレーション、役割を果たし得るという御指摘ですね。それは私もおっしゃるとおりだと思います。

ほかにいかがでしょうか。作間委員。

○作間委員 発言させていただきます。細かいところですけども、企画調査課長が補足的な勘定のところで説明されましたが、サテライト勘定は作成基準に入りますか。

○企画調査課課長補佐 サテライト勘定は、いわゆる国民経済計算、法律で言うところには含めていませんで、これはあくまでも付表とか、そういうものでございます。

○作間委員 先ほど申し上げましたように、作成基準はちょっと粗過ぎるのではないか。作成方法を現在のパンフレットと同じものにすると、ちょっと細か過ぎるのではないかという印象を前に申し上げましたけれども、改めて作成基準を見ていきますと、まず分類体系が入っていないのか。例えば、日本標準産業分類を使うのか、あるいはISICを使うのかなどということは書いていない。それは作成基準に入れるべきものではないのかと思っております。

それから、実はユーザー向けパンフレットと同じ93SNAへの対応一覧表が載っている

わけですけれども、これは明らかに不明確ではないか。「部分対応(△)」と書いてあっても何もわからないわけです。本文の中に入れるような工夫をするべきではないか。そうすると、どのレベルで書かなければならないかということが自動的に出てくるように思います。

それから、勘定一覧表が並んでいるわけですけれども、重要なことは、その勘定をどのような主体、あるいは部門、部門は制度部門であるか、経済活動分類であるか、両方とも部門という言葉で使わせていただきますけれども、どの勘定、どの部門について作成するかという情報は含まれていない。

あと、統合経済に関する勘定をつくるんだと書いてありますけれども、では、各制度部門はどうなるのかということがどうもはっきりしない。

経済活動分類についても、これら一連の勘定をつくることは想像できないんですけれども、それは書き方としてどうかということ。

それから、市場価格による評価というところでは、SNAの観点からいくと、間接税とか、生産・輸入品に課される税と補助金をどうするかということは、市場価格に対する評価のところに入れるべきなのではないかと感じます。

差し当たって以上にしておきます。

○吉川部会長 それでは、事務局からお願いします。

○企画調査課長 まさにこのたたき台に対する作間先生の御意見ということで、検討させていただきます。

○吉川部会長 では、ホリオカ委員。

○ホリオカ教授 日本のデータが国連の基準からたくさん点において乖離しているという話がありましたけれども、もし御存じだったら教えていただきたいことは、ほかの国の場合はどうなのか。例えば、ある件について、日本が国連の基準に従っていないとしても、ほとんどの国が同じ視点について国連の基準に従っていないのであれば、国際比較を行うという観点からは、むしろ無理して国連基準に合わせない方がいいという可能性もあります。すべての国について調査するのは不可能でしょうから、少なくとも主要国について、どの点について国連の基準に従って、どの点について従っていないのか、そういう情報とか、表があれば、非常に参考になるかと思います。

○吉川部会長 どうもありがとうございました。

○企画調査課長 今のホリオカ先生のお話ですが、恐らく各国とも、要はSNAそのものをすべて準拠しているということはなからうかと思えます。各国とも、それぞれの採用の基準なり、特にヨーロッパではユーロスタッドが基準を決めていますので、加盟各国はそれを採用しているということでもあります。細かいところは、基準とか、あるいは採用する項目は違うと思うんですが、大まかなところ、コアとなるところは同じでして、国際的に見て、これはないとまずいよねとか、このレベルに達していないとまずいとか、大体相場観がありまして、我々はそれに基づいて、ここまでは頑張って推計を入れるということで



今、努力しているところですが、先ほどのF I S I Mの問題ですとか、あるいは時価の固定資本減耗とか、各国と比べるとややずれている、あるいは遅れている分野だということだと思います。

○吉川部会長 それでは、大守委員、岩本委員、野村委員の順番でお願いいたします。

○大守委員 手短かに発言させていただきます。大きなコメントとしては、作成基準のたたき台の抽象度は御提示いただいたようなもので良いのではないかと思います。勿論、今、作間委員が御指摘になったような点も含め、もう少し付け加えるべき点があるかと思いませんけれども、抽象度のレベルという意味ではこの程度で良いのではないかと思います。

細かい点ですが、2つほど気になった点がございまして、1ページ目の「勘定体系」の真ん中に2行「このため、次に定める勘定体系にしたがって経済活動を把握する勘定を作成し、必要に応じて勘定を編成し直した上で公表する。」という文章がありますが、言いたいことは、原則ははっきりさせて、しかし、実際にはいろいろな事情でそのとおりにできないこともあるということだと思います。しかしこの文言を読むと、原則に従ったものが既にあるのに、あえてそれを出さずに、少し加工し直して出すことがあるというふうにも読めるので、そういう誤解を招かないように修文上の工夫をされた方が良いのではないかと思います。

もう一点は、先ほど別の方から御指摘があった7ページの上に「補足的な勘定」についての記述があって、2行で片づけられているんですが、補足的な勘定の中には極めて重要な情報を持ったものもありますので、もう半歩ぐらい踏み込んで書かれた方がいいのではないかと思います。

以上です。

○吉川部会長 では、野村委員。

○野村委員 私からは「想定する改正頻度について」という2ページ目のたたき台の論点について、ここに、改正頻度は「国際連合の基準が改正される際に、合わせて改正する」と書いてありますが、これ自身がSNAというよりは、J S N Aそのものの改定ですので、基本的にJ S N Aの基準改定ごとにやるべきです。現行の素案についても国連基準のSNAではなく日本のJ S N Aについて書かれた部分が見受けられます。諸外国でもそうですが日本の採用している基準を示すべきですので、改正頻度はJ S N Aの基準改定になるのが当然だと思います。年次改定において、少々ここに抵触するような改定があるのかもしれませんが、その部分は雑則で処理するような形になるのかなと思います。

先ほどのF I S I Mのことに关しましても、作間先生もよく御承知と思いますが、2年ぐらい前まで、国際比較上、G7の国で入れていないのは日本とイギリスだけだった。イギリスはその後もONS（英国国立統計局）で試算は継続されていてペーパーも書かれています。今年導入することになっていると思います。

ですので、SNA統計のユーザーとしまして、日本のGDPは定義によって常に過少になっているというのは非常に大きな問題になっておりまして、私自身も1人のユーザーと

しますと、常にF I S I Mの部分も10兆円ぐらいに達していくような形で調整しなければいけませんし、自社開発ソフトウェアも5～6兆円とか、あるいは育成資産在庫に至っては30兆円ぐらい過大であるとか、そういうものを国際基準に合わせていちいち調整しないと本当の比較はできない。2%というのは無視できない水準のギャップです。

内部の整合性の問題において、例えば、資本ユーザーコストとの関連でいきましたが、リファレンスレート（参照利子率）と、今度新しく入ってくるユーザーコスト（使用者費用）、そういうものがかなり近い関係にあるでしょうが、その部分の整合性にとってもまだ課題は多く残っております。しかし今回のOECDの新しい資本マニュアルでも、そこは基本的にほとんどか、あるいはまったく触れないような形になっています。BOP等の体系も難しいでしょうが、むしろそこでは加工統計として調整していく可能性があると思います。基本的に基本計画部会としてはF I S I Mというものの国際比較可能性の観点から入れていくべきだろうということがひとつの結論です。内部についての検討を早急に真摯にやっていきたいと思っています。

以上です。

○吉川部会長 岩本委員。

○岩本委員 作成基準ですが、ボリューム的にはこの程度のものでいいのかなという私の意見です。というのは、作成基準と作成方法、両方に統計委員会の意見が求められているわけで、我々の議論は恐らく作成方法の方を中心に行われることになるんだらうなと思います。作成基準というのは、加工統計として今回初めて統計法の枠組みに入ったということで、諮問とか手続を踏まえなければいけないということで、こういったものが法律上用意されたということで、頻繁に改定することにそぐわないものというふうに考えた場合に、ある程度抽象的にならざるを得ないという事情は理解できるところがございます。

ちょっと注意すると、今回の作成基準も、統計法の施行が来年4月ですから、それ以降の国民経済計算の作成基準になるわけなので、要するに、来年以降つくられる基準改定とか、確報とかを、これに沿ってという話になりますから、我々の議論として、もし作成方法をこれに当てるのであれば、もうちょっといろいろと議論をして、確報なり基準改定が出る直前に作成方法を定めるという形だと、そもそも回らないと思いますので、今の段階から来年のことまで、細かいところまで多分詰め切れないだろうということを考えますと、こういった形なのかなという気はいたします。

ただ、余り硬直的になるのも考えものでして、この中でも、ワーキンググループ報告書にあることが実現すれば、直さなければいけないところがございます。例えば、産出を生産者価格により評価すると書いていますけれども、基本価格にこれを変えろということであれば、これは当然、作成基準の変更を含む改定ということになります。そのタイミングが縛られることによって変更が遅れるということがあっては本末転倒でありますので、特にこれから課題が山積みですので、いろいろと作成基準に影響を与える変更もあるかもしれないけれども、そのときはちゅうちょなく作成基準の変更をしていただきたいという

のが1点です。

次に、基礎統計との関係ですが、ワーキンググループ報告書の方に一次統計との連携ということがかなり大きく書いてあるが、本当に連携しているのかを見ると、余り連携していないというのが正直なところではないかと思えます。ワーキンググループの議論を見ても、そういうふうな議論は結局できなかつたような気がします。だから、まだまだ課題が多いなということなので、この部会としても真剣に取り組まなければいけないのかなという気がしております。

これまでは、私もよくわからないが、いろいろとお願いをして、交渉があったと思うが、もう少し表に出して、更にSNAの方で戦略的に、こういう形の枠組みでデータが整備されるのがいいのではないか。むしろ主体的な枠組みを考える必要があるのではないか。それを基礎統計側にぶつけてみて、それはできる、できないという議論をするということが1点。

もう一つは、ユーザーとして基礎統計を使っているが、非常にありがたく使っているものもあれば、マージナルな貢献ぐらいしかないものもあるかと思えます。その辺り、少しはっきり出してもいいのではないかと思えます。基礎統計の側では、SNAをユーザーに挙げていますけれども、その辺り、いいように使われている可能性もありますので、ありがたい統計とありがたくない統計とはっきり出してもいいのではないのかなという気はします。ありがたくない統計のところは、基礎統計のユーザーの方からSNAを少し落とすといくぐらい、めり張りをつけるような書き方をしてもらってもいいのではないのかなというのが第2点です。

○吉川部会長 最後の論点は、先ほど高木委員のおっしゃった部分と関係すると思えますが、いかがでしょうか。もしよろしければ、最後の議題がSNAと基礎統計の関係にかかわる議題なんです。その前に、このたたき台について、御意見があれば来週くらいまでにということをお課長の方から。

○企画調査課長 今回初めてたたき台ということでお示しいたしましたので、いろいろな御意見があろうかと思えます。是非、事務局の方に御連絡いただければということをお願いしたいと思います。

○吉川部会長 藤井委員、どうぞ。

○藤井委員 確認と質問ですが、作成基準の3番の「分類」と5番の「記録内容」を読みますと、5番の勘定について、3番の分類に従って作成するというをおっしゃっているのかと思ったのですが、先ほどの作間先生の御質問では必ずしもそうではないというような御指摘もあったように思います。必ずしも意味が明確でないので確認させていただければというのが第1点です。

また、「雑則」の「計数の改定等」のところで作成の基礎となる資料の改定等により云々ということで、ここが何を指しておられるのか。速報値の改定ということなのか、あるいはもう少し定性的な基礎統計の変更に従った内容のようなことをおっしゃっているのか。

ただ、その場合にはタイミング的にどうなのかなという気もしますので、その点を確認させていただきたいというのが2点目でございます。

全体としては、私の印象としましては、作成基準は基本的にはお示しいただいた程度の分量か、どちらかというと簡潔な方向でも差し支えないと思います。先ほど御指摘があったような基本計画で改定があるとまた改定しなければいけないような項目が多くなるのかどうか、大枠が変わらないということであれば、作成基準の問題とするのか、内容の問題とするのかというところの整理もある程度していただいて、作成基準が大枠だということであれば、さほど頻繁に改定が起こらなくてもよいようなものをイメージした方が、結果として適切なのではないかという印象を受けました。

なお、細かい質問の3点目ですけれども、そもそも国民経済計算で毎年少なくとも1回と言っているのは、年度あるいは暦年のことなのでしょう、あるいはそういうことは関係ないという意味なのか、統計としてはどちらが基準系列なのか教えていただけますか。

以上です。

○吉川部会長 では、事務局から、答えられる範囲で、ごく簡潔にお願いします。

○企画調査課課長補佐 分類と記録内容の関係については、この分類すべてのものを記録内容でつくれというふうには解釈していません。つまり、それぞれが別個にあって、使う場合はその分類に従うというような整理でつくらせていただきました。

あと、計数の改定等につきましては、御指摘をいただいた速報値の改定のほか、基準改定みたいなものも念頭にはあります。

あと、毎年少なくとも1回については、年度、暦年、結果的には一緒のことになるのかなと思いますけれども、特段意識しているわけではないということでございます。

○吉川部会長 いずれにしても、先ほども課長からお話がありましたけれども、このたたき台については、来週中くらいを締切りとして、事務局の方にメールなり何なり、そういう形で御意見をお寄せいただければということです。

それでは、少し前後しますが、本日の最後の議題ですが「平成23年経済センサスに伴う工業統計の実施状況変更の確報推計への影響について」内閣府から状況説明をしていただきます。よろしくお願いします。

○企画調査課長 昨年11月の第1回の部会におきましても御提案させていただき、経済センサスへの対応ということで1つ課題になっています。経済センサスは戦後の画期的な経済統計ということで、SNAにとっても直接的、あるいは産業連関表の精度向上を通じて間接的に、我々にとって非常に有益な情報源、精度向上が見込まれるところでございます。

ただ、1つ困った点ということで、このスケジュール間隔につきまして、従来の工業統計表と比較いたしますと、工業統計表は御存じのように毎年12月末ということで調査をいたしまして、当該年の1月から12月の係数を把握するというので、翌年の9月に産業編、速報値ということでデータが公表され、私どもはそれを基に年末の年次推計、加工推計に利用させていただいているところでございます。

今回、経済センサス、商業統計調査、工業統計調査と、大規模な調査統計を取れんする形で包括的な調査をするということで、時期につきまして、7月に前年の係数を把握するというので、公表につきましては、工業センサスと比較しまして遅くなる見込みで、タイミングの問題が重要になってきているところでございます。

それに対する対応でございますが、結果的に22年のデータということでは、これまでのタイミングから後ずれすることが予想される。結局、22年のデータにつきましては、工業統計ではなく、経済センサスが実施されるため、この7月実施ということでは、22年のデータは従来の年次推計のスケジュールには間に合わなくなる恐れがあるということで、このところを整備していこうと思っております。間に合わなくなるということで、年次推計、政府経済見通し、あるいは税見積もり等への影響が非常に懸念されるところでございます。

今回、工業統計速報を使用しない推計の可能性の検討を改めて、前回報告して以降、検討した状況でございます。対応としては、この工業統計調査を使用しないで加工推計を行うことが考えられるということでありまして、次のような問題点が明らかになったということで、かなり難しいという状況でございます。

1つは、在庫推計を行う十分な代替情報が存在しない。原材料在庫、仕掛品在庫につきましては、工業統計調査を利用していますが、それに関する代替情報が存在しない。

②といたしまして、工業統計調査を使わずに代替推計と考える生産動態統計につきましては、次の点で相違が大きい。製造につきましては、生産ベース、数量、何台とか、何トンとか、何本とか、そういうようなツールベース。一方、工業統計調査では出荷別ベースと金額ベース。製造につきましては、毎月の調査でございますので、品目の対象が少ない。あと、分類の細かさ、概念の違い。客体についても、代表的な商品を扱っているということもあり、カバー率が半減する。生産動態統計につきましては、いわゆる縦の項目と申しますか、費目についての情報、転売品について金額のデータがないというような状況でございます。

③を見ていただきますと、現在、私ども、年次推計のコモディティ・フロー法を採用しておりますが、そのベースとなりますのは、詳細なレベルからの推計ということでありまして。それに対して、付加価値推計が困難になるなど、基幹的な物的接近法によります推計体系が維持できないということで、確報において多くの統計表が作成できない。例えば、産業別のGDPですとか、所得、可処分所得、家計貯蓄といったものが推計できないという状況になります。

あえて生産動態統計等を使いまして、代替推計がどのようなものにでき上がるかという精度テストを行ってまいりました。結果は、名目GDPにつきましては、最大で0.7ポイント、小さいところでは0.1ポイントでございます。そういうような乖離幅が発生してしまう。

それから、在庫以外の係数を見ますと、従来の推計との乖離幅を、家計消費支出、総固定資本形成で見ますと、1兆円～3兆円、名目GDP比率で見ますと0.1～0.5%の乖離幅

が見えるところがございます。

今回、平成17年度速報から確報へ、かなり大きな改定幅が出ました。確報というものは、景気判断、政府経済見通しと、年末の一連の政府の意思決定に非常に重要な資料ということで、影響を見ますと、今はなかなか難しい状況にあるということでございます。

最後は代替推計の概要ということで、どのような品目、推計方法を取ったということで、推計方法について、採用できるものはすべて採用し、②のような形で採用できないものはIIP、基本単位デフレーターをかけたり、あるいは業界統計の手法、QEのみの手法などによって、今回、精いっぱい丁寧にやらせていただいた比較になります。

以上です。

○吉川部会長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方から御意見、御質問、あるいはオブザーバーの方もどうぞ。では、作間委員、お願いいたします。

○作間委員 経済センサスのせいだと申し上げればいいのでしょうか、工業統計がちょっと遅れて、その結果、先ほど藤井委員が言及された統計法上の公表期日の義務を果たすことができなくなりそうで、それを解決するため、生産動態調査を使うと、どうもろくな数字が出ないというふうに思ってよろしいかと思うんです。そうすると、ユーザーにとってわかりにくいような数字を出すよりは、工業統計ができるのを待ってから、遅れることを認めていただいた方がよいのではないかという印象を私は持っております。

○吉川部会長 岩本委員。

○岩本委員 多分、確報を3~4か月遅らせることになるのと、私は財政専門なんですけれども、財政から見ると、とんでもないことになるなということ。年末に予算編成をすることで、この確報を使っておりますので、日本の政府というのはSNAを非常に重視して、予算編成のサイクルの中に組み込んでいるわけです。そういう形で重視されている、そこがメインユーザーになっているからこそ、SNAがある意味、基幹統計として位置づけられているという側面があると思います。

そういった意味で、最大のユーザーである内閣総理大臣、財務大臣の了解が得られるかどうかという問題になろうかと思っておりますので、確報がこのタイミングで出ないということはなかなか難しい。あるいは正直に、今年の確報はどうも当てになりません、足元の数字はよくわかりません、それの上で見通しをつくって予算を組んでくださいと申し上げた方がまだいいのかなという気がいたします。

そういった意味では、SNAのパワーユーザーにとっては非常に大事な話である。こういった問題があるということ、まだセンサス自体の枠は全部決まっていないとは思いますが、そういったことを出しながら議論していったらいいのではなかろうかと思っております。

私は、この問題は、経済センサスが7月に実施と決まったところが、経済センサスの目的から考えて、そもそもそぐわないというか、おかしいのではないのかなという気がして

おります。経済センサスの目的というのは、暦年での経済活動を把握するということでもあります。12月に活動が終わったものをわざわざ6か月も待って7月に調査をするということになっておりますので、加工統計側の問題だけではなくて、そもそも基礎統計としてのタイムリーネス（適時性）にシリアスな影響を与えているわけです。

工業統計調査は今、1年半かけてすべての表が出るわけなので、それは国際的に言われている工業統計に求められるタイムリーネスをきちんと満たしている。速報が9か月で出ますので、確報に間に合っているというグッドプラクティスがあるんですけども、それをわざわざ6か月遅らせることになって、工業統計調査自体のタイムリーネスがそもそも損なわれるし、経済センサス自体も、基礎統計としてのタイムリーネスが、そもそも企画段階からおかしくなっているという気がいたします。

7月にやらなければいけない理由というのは、ワーキンググループの議論がありましたので聞きましたけれども、統一地方選挙が4月にあり、更に前の年の10月には国勢調査があるということで、その間の1月にこういう大規模な調査が入ったら実査はパンクするということですので、それはごもっともなお話なんですけれども、そうなると、人口センサスと経済センサスを同じ年にやること自体がそもそも無茶な企てではないのかなというのが私の考えですから、ここは人口センサスがある意味、重要だと思いますので、末尾が0、5の年はあちらに譲って、時間を離して経済センサスの年を用意する。そうすると、指数で使っているところでちょっと困ってしまうところが出るかもしれませんが、その辺りはまたいろいろ議論しながらやっていくというか、いろいろと考えていかなければいけない。枠組み自体のところから考えなければいけないところがあるのではないかなという気がいたしております。

○吉川部会長 どうもありがとうございました。

大守委員、お願いいたします。

○大守委員 私も基本的に岩本委員がおっしゃったとおりでと思います。23年は特殊事情があるということ、あるいは今までのいきさつがあるということも勘案しないといけないと思いますが、一般論として、経済センサスを7月にやるということになりますと、従来より半年遅れて調べて、その情報を半年寝かせて、そして国民経済計算に反映させるということだと、従来より改悪ということになると思います。そもそも年次推計をいつごろまでに作るべきかという国際的な基準があるそうで、6か月～9か月以内ということですので、今、年末に作っているということは9か月を満たしていないことにはなりますが、日本の場合、年度がありますから、ぎりぎり満たしていえるということだと思います。

勿論、生産動態統計を使えば、確報を代替的につくるということは物理的には可能だと思いますが、生産動態統計というのはQEでも使っている月次統計でありまして、これは本来の意味での年次推計にはなっていないと思います。年次推計というのは、速報性は月次や四半期統計よりは落ちるけれども、もっとカバレッジがしっかりしていて、三面等価的なチェックもより効いたものというものが年次推計の本来の意義であって、それができ

ないということになると、国際的な基準も満たせなくなるということになります。基本的には経済センサスというのは年が明けてすぐ新しい情報を集め、それを基に年次推計をつくるということが望ましい姿だと思います。

以上です。

○吉川部会長 どうもありがとうございました。

既に予定の時間は超えておりますが、委員の皆様で更に意見等ございますか。では、作間委員。

○作間委員 この件を外れて発言したいことがあるので発言させていただきます。資料に一次速報値が出ておりますけれども、最近のQ Eに関する新聞報道として、今日、日経を持ってきておりますけれども、日経に限るのかもしれませんが、このような表現が出てくる。「生活実感に近い名目GDPは前期比0.7%減」と、名目GDPないし名目成長率が生活実感に近いということが日経には当たり前のようには書いてあるんです。統計委員会というのは、統計の作成者とユーザーの橋渡しをするという役割もあるかと私は思っておりますので、ちょっと気になる事柄なんです。だれが決めたのか。あたかもプレスリリースでこのような表現を使ったのではないかと新聞の読者が誤解してしまうような書き方をしてあるんです。

○吉川部会長 いかがでしょうか。その点はちょっと別件ではないでしょうか。今、先生御指摘の問題は、いわゆる名実逆転が生じてから、長く言われてきたことです。いずれにせよ、今、国民経済計算部会で議論していることとは別のことということではよろしいのではないのでしょうか。

○国民経済計算部長 記者レクをやっているのは私なんですけれども、私の方からそういうことは一切申し上げておりませんので、私どもがソースではないと思います。

○吉川部会長 名実逆転してから、主として財界、ビジネスマンの方々からではないのでしょうか。名目の方が実感に合っているというようなことは、長く言われてきていることだと思います。

○作間委員 実感というのはもともと主観の概念ですので、ある人がこういう実感を持っているという、それまでの範囲かもしれないんですけれども、それでは不十分だから統計があるわけですね。

○吉川部会長 実感に関する発言というのはいずれにしても主観的な発言です。世の中にはそうした主観的な発言というのは満ちあふれているわけですから、ここで私たちがいちいちそれに対して何かすべきだということにはならない。

○作間委員 統計作成者側がそうプレスリリースはしていないと先ほど国民経済計算部長から発言がありましたが、では何でプレスの方はそのような表現をずっと使っているのか。多くの読者は、これはプレスリリースの内容そのものであると勘違いする可能性が高いと思います。

○吉川部会長 ですから、それは作間委員、新聞の問題ですよ。私たちの問題ではない、



この部会の問題ではないと思います。

私も不手際もあって時間超過していますので、御意見とか御質問、オブザーバーの方々、本日は特に御発言いただかなくてもよろしいでしょうか。

それでは、こういうふうにさせていただけないでしょうか。23年の経済センサスと国民経済計算の精度、これは今日、プレゼンテーションもあったんですが、大変大きな関係がある。したがって、我々の部会としても大きな関心を払わなければいけないことである。一方で、SNAと一次統計、基礎統計、この連携を強めなければいけないということは、今般の統計改革の中でも大きくうたわれてきたことで、ここに具体的に出てきた問題というのは、試金石なんだろうと思う。ですから、本日、内閣府の方から、現在の予定というんでしょうか、スケジュールに関して、SNAの精度の観点からすると問題ありというプレゼンテーションがあった。一方、一次統計、基礎統計を担当されている各省からすれば、またそれに対して御意見があるんだろうと思います。

SNAというのは大変大切な統計ですから、また一次統計、基礎統計との連携を強めることは大きな方向性として私たちは目指していることですので、後で御説明あるかと思いますが、この部会を9月にもう一度開くことになりますので、内閣府、関係省庁で更にこれを検討していただいて、調整していただけないでしょうか。

統計を担われている府省それぞれの立場、見方があると思うんですが、もう一度検討、調整していただいて、9月の国民経済計算部会に提出していただいて、そのときは、できれば、今日は内閣府のプレゼンテーションだったんですが、内閣府だけではなくて、関係省も含めて、この問題に関して、改善策といいますか、今日、何人かの委員の方々からこのことに関して御意見も出たわけですから、この部会の委員の皆様方の本日の御意見も踏まえて、もう一歩進めた案を出していただく。そこで改めて、次回のこの部会で委員の皆様を検討していただいて、この問題が望むべくは建設的な形で解決されるということを我々の部会としては望みたいと、こういうことにさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。どうぞ、栗林委員。

○栗林委員 1つだけ、今の部会長の御発言に付け加えていただきたいのは、「経済産業省は23年以降対象の工業統計も遅れる」とあるんですが、本当にこの可能性が高くてこうなってしまうんだと非常に問題で、1年だけの問題ではなくて、ずっと継続的にそれがなるといことになりますので、この点も非常に重要になってきますので、この点をポイントとして調整の過程で議論していただければ非常にありがたいのではないかと思います。

○吉川部会長 その点について、オブザーバーの経済産業省の方から。

○経済産業省 私は直接工業統計の担当ではございませんけれども、今後の取扱いについて、今、委員からそういうお話があったことは、持ち帰ってお伝えしておきます。

○吉川部会長 たった今、栗林委員からお話があった点も含めて、次回の部会までに内閣府、経済産業省、あるいはその他総務省等、関係府省で検討、調整を進めていただきたいと思います。ということでお願いいたします。

それでは、事務局から連絡事項がありますか。

○企画調査課長 本日はどうもありがとうございました。次回の予定は、先ほど9月ということで部会長からお話いただきましたが、その目途で準備をさせていただきたいと思っております。

○吉川部会長 では、時間を超過して申し訳ありませんでした。本日の部会はこれで終了いたします。